

2020(令和2)年1月27日

予防接種施策の見直しに関する議論について

見直し規定

○ 予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号） 附則（抄）
（検討）

第2条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法（以下この条から附則第7条までにおいて「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○これまで御審議いただいた事項

< 第34回予防接種基本方針部会 >

- ・ 接種類型
- ・ 定期接種化プロセス

< 第35回予防接種基本方針部会 >

- ・ ワクチンの安定供給
- ・ 研究開発
- ・ 予防接種にかかる費用の効率化

< 第36回予防接種基本方針部会 >

- ・ 接種記録
- ・ 予防接種におけるコミュニケーション
- ・ 災害時等の対応

○本日、御審議いただきたい事項

< 第37回予防接種基本方針部会 >

- ・ 副反応の情報収集と評価
- ・ 健康被害救済
- ・ 施策の立案に関わる各種調査
- ・ 造血幹細胞移植後の接種

意見交換・ヒアリングで出た御意見等を踏まえ、見直しに係る論点を整理し、論点毎に更に詳細な検討を行い、提言をとりまとめることを目指す。